

中国高等教育の機会均等性に寄与する民営大学の発展課題 河北省および北京市の大学生意識調査を中心に

楊 雲

Abstract

This paper analyses the problems of Mimban(private)universities and colleges which are facing the challenge to contribute to the equality of opportunity in Chinese higher education. We examined the problems based on data collected from a questionnaire survey. The sample size was 1200 with a response rate of 81.2%. The question items included personal situations, family situations, fee paying and financial aid for student, the curriculum, the actual state of consciousness of employing etc.

It is clear that Mimban universities and colleges always choose students from unsuccessful applicants for public universities and colleges. Mimban universities and colleges should set up their own enrollment system. The burden of tuition is so high that the family budget can not afford it. But the student financial aid such as reduction or exemption of tuition, student loans, scholarships, was not perfect. Their expressing dissatisfaction with the lectures and the curriculums shows there are some problems in the quality control systems. More than half of the students of Mimban college thought that they are more disadvantaged than the students of public universities and colleges, and the fact such as when using student discounts they have ever been refused show that the students of the Mimban universities and colleges are not treated equally by the society.

In order to make Mimban universities and colleges to contribute to the equality of opportunity in Chinese higher education, we should solve the problems of enrolment, student support system, and the quality of education etc.

キーワード……高等教育の機会均等性 民営大学 学費 学生支援 就職

はじめに

1970年代の末から1980年代の初めに、中国に民営大学（私立大学）が登場し始め、30年近くの紆余曲折の発展を経て、中国高等教育の規模拡大に寄与してきた。一方、官立大学（国立大学）においても1980年代の末ごろから経営管理の市場メカニズムが導入され、高等教育の私費負担が高まりつつある。また、1990年代に高等教育機関の地方管理を進める改革が行われ、

高等教育の財政負担が中央から地方へと移転させられた。高等教育における地方政府の自主権の拡大に伴い、経済発展の地域的不均衡性により高等教育の地域間格差などの機会均等性の問題が拡大してきた。

中国高等教育の機会均等性について、袁連昇は大衆化の中での高等教育の機会均等の問題を「地域間の進学機会の格差が大きい、社会階層間高等教育機会の格差が大きい、高等教育機関の財政資源の配分の不均衡、学費水準の急激な上昇と奨学金制度の不備による貧困層の高等教育機会均等の問題」などとまとめ、その改善策を「国立大学における学生募集は定員を全国各省の学齢人口の比率によって配分すること、中央政府が財政支給を通して各省の財政力を平準化すること、学費水準を安定し、奨学金支給を増加させ学生への貸し金担保を提供すること」などのように述べていた¹⁾。Zhang Huijie は高等教育機関における経済的な援助が必要である学生の存在する要因やその経済的援助策における問題点を検討し、国・社会が経済的な援助策を強化するように提案した²⁾。李文利・Bruce Reynolds らは高等教育費用の負担能力を考察し、学生への助学ローンの実施状況が収入の違う集団の入学機会にどう影響するかを検討した³⁾。Ding Xiaohao は高等教育の機会均等性の問題を時系列的に考察し、1990年代以降になると都市部の高等教育への入学機会の均等化の程度が明確に高まり、質のよい高等教育資源が経済的に豊かな家庭や社会地位の高い家庭を持つ学生に享受される傾向があると論じた⁴⁾。以上の先行研究によって、中国における高等教育の機会均等の問題やその改善策がある程度明らかになった。しかし、これらの研究の考察視野はいずれにしても民営セクターを取り扱っていない。しかも、教育の需要側である学生の視点からのミクロ的な考察が乏しい。

民営大学の発展課題や民営大学の役割について、馬越徹はアジアの私立セクターのあり方を中心に高等教育システムを「私立周辺型」・「私立補完型」・「私立優位型」に分類し、中国の民営高等教育が「私立周辺型」から「私立補完型」へと移行すると述べているが、民営高等教育の役割に対する議論は量的な予測にとどまっていた⁵⁾。張博樹・王桂藍らはイデオロギーを軸にして民営大学発展の現実と課題を分析し、民営高等教育を単に公立高等教育の「補充」とする旧来の考え方を放棄し、研究型の民営大学をも作ろうと提案したが、学生の教育機会均等性の視点を見落としている⁶⁾。Jing Lin は民営大学の学生と教員の特性を概括的にまとめ、民営教育に関する法律に関しても議論していたが、いずれにしても実証性がかけている⁷⁾。民営大学に存在する問題を概括的に検討する研究などもある⁸⁾。上記の民営大学の発展課題・役割に関する研究は、ほとんどマクロ的な分析であるが、鮑威は官立大学・民営高等教育機関の在学者にアンケート調査を行い、民営セクターの学生の特徴を分析し、民営セクターの役割について検討を試みた⁹⁾。しかし、民営高等教育の発展が機会均等性に寄与できるかどうかに関する実証研究の課題が残っている。

本論文は、中国における高等教育の機会均等性の問題と民営高等教育の果たす役割を合わせて考える。具体的には河北省と北京市にある官立大学と民営大学の学生に対するアンケート調

査を通じて、高等教育の機会均等性の問題を検討し、公立セクターと民営セクターの学生の意識実態の比較分析を通じて、民営セクターの特徴を浮き彫りにする。それとともに、政府・社会の民営セクターに対する取り扱い方を検討し、高等教育の機会均等性に寄与させるための民営セクターが直面する課題を考察したい。

調査校は北京市の A 大学（省・部共同建設の官立大学）、河北省の B 大学（省・部共同建設の官立大学）および北京市の C 大学（学歴証書試験校である民営大学）である。調査は 2005 年の 4 月～11 月に、1-4 年生を対象とした。送付数は 1200（A、B、C 校にそれぞれ 400）、回収数は 977（A 大学 277、B 大学 371、C 大学 329）、回収率は 81.2%である。調査は、選択式であるが、ほとんどの問いに自由記述の欄を設けていて、最後に総合自由記述の欄も設けている。質問項目は個人状況、家庭状況、大学への進学動機、就学状況、大学の学生支援状況、就職意識、中国の教育制度についての考えなどである。

1. 学生募集

(1) 学生募集のプロセス

中国の高等教育における学生募集のプロセスを表 1 に示した。表 1 から分かるように、国の募集計画における民営大学の学生募集については本科は第 3 回目の本科募集となり、専科専攻はそれよりもさらに後ろの段階となっている。国承認の学歴証書を発行できない学歴証書試験試行校や独学試験校¹⁰⁾は、大学統一試験を利用して募集を行っている。民営大学の学生募集はほとんど官立大学の不合格者から選ぶことになっているから、民営大学にとって質の低下を招く原因とされる研究がある¹¹⁾。

表 1 中国の高等教育における学生募集のプロセス

募集プロセス	高等教育機関
繰上げの本科募集	軍事、警察、司法大学（専攻）、国防生、芸術専攻、体育専攻、部分航海類大学などを含む。
第1回目本科募集	教育部・中央省庁直属の大学、「211」（21世紀重点大学99校）などを含む。
第2回目本科募集	一般的な本科大学
第3回目本科募集	民営普通大学の本科大学、独立学院の本科を含む。
第4回目募集	国公立普通大学の専科専攻および本科大学の高等職業専科を含む。
第5回目募集	高等教育專業学院、民営普通大学の専科専攻を含む。
第6回募集	学歴証書試験試行校の学生募集。大学統一試験の合格ラインより50～100点以下の枠内または成人大学統一入試の合格ラインより30点以下の枠内で選抜を行う。
最終回募集	独学試験校の学生募集（基本的に点数の制限がない）

注：第5回までの募集は、国の募集計画による募集である。

出典：中国教育ニュースネット：<http://www.jyb.com.cn/cm/jycm/beijing/zgjy>

（2007年5月閲覧）を参照、筆者作成。

民営大学の学生は実際に官立大学の不合格者で占められているか。彼らの進学動機はどうで

あろうか。民営大学の学生募集において何が問題になるのであろうか。学生に対するアンケート調査の分析を通じてみることにしよう。

（２）学生の属性

中国では、戸籍制度は国民の就学、進学、就職などにかかわっているため、本調査は学生の出身地を戸籍の地域所属により直轄市戸籍・普通市戸籍・鎮戸籍・農村（村）戸籍の四レベルに分けて質問項目を設けた。そして調査対象の大学の学生が大学所在地の省・市の出身か他省・市の出身かを見るために、省・市の内外という質問項目を設けた。また、学生の出身校について、表2のように分類して質問した。中国の後期中等教育は「複線型」教育制度である。この段階においては、主に普通高校と職業技術高校との二つのコースに分けられるが、普通高校はさらに重点と非重点に分けられる¹²⁾。その分析の結果を表2にまとめた。

表2が示すように、学生の出身をみると、直轄市戸籍を持つ民営大学の学生の割合はわずか4.7%、それに対し、官立大学における直轄市戸籍を持つ学生の割合は18%である。直轄市出身学生はあまり民営大学に進学していないことが分かる。そして、重点高校からの出身の学生の割合を見ると、民営大学は31.8%であり、官立大学の46.8%より15%下回っている。逆に、普通高校出身の民営大学の学生は58.8%であり、官立大学の42.6%より16%上回っている。一般に民営大学生は官立大学生より学力が劣っていると思われる。出身者の省・内外についてみると、民営大学の学生の約90%は市外から進学してきたことが分かる。それは、調査校の民営大学の所在地は北京であるため、在学者が学校所在地の地理条件などを重視して進学してきたと予想されるが、それを含めて、次には学生の進学動機や在籍する大学を選んだ理由から見ることにしよう。

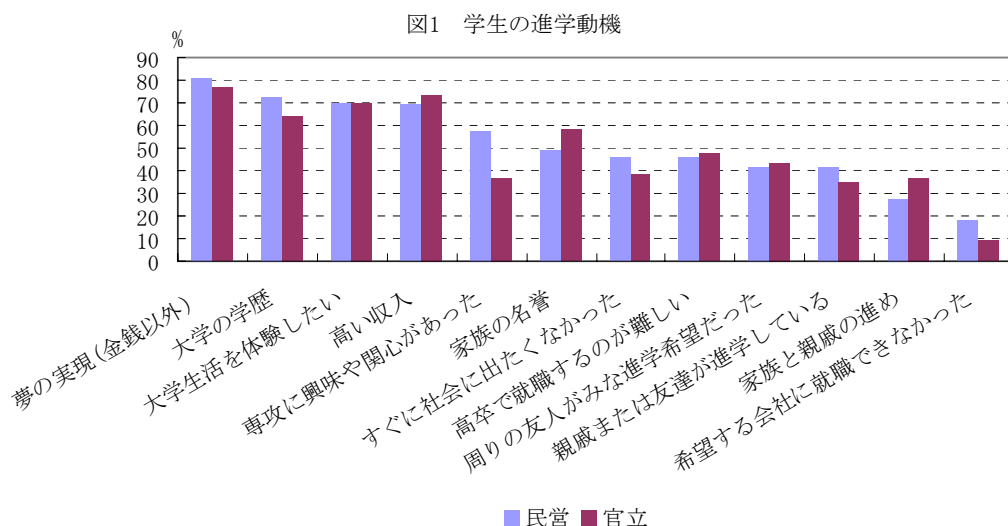
表2 学生の出身地・出身校の分布 (%)

		民営	官立
		N=325	N=646
出身地	直轄市	4.7	18.0
	普通市	48.0	37.7
	鎮	13.4	9.2
	農村	34.0	35.1
	計	100%	100%
		N=318	N=634
出身校	重点高校	31.8	46.8
	普通高校	58.8	42.6
	職業高校	7.5	8.5
	社会人	1.9	1.9
	計	100%	100%
		N=329	N=728
省/市内外	省/市内	11.4	67
	省/市外	88.6	33
	計	100%	100%

（３）学生の進学動機

学生の進学動機について12の質問項目それぞれに5段階回答をもとめ、（民営大学の）肯定回答の高い順に図1に示した。図1が示すように、全体的に民営大学の学生の進学動機は官立大学と変わらない。また、その他の動機について自由記述をまとめると、「明るい未来のためだ」、「社会貢献のためだ」、「個人素養を高めるためだ」、「社会の趨勢」などが見られた。民営大学の学生は官立大学の学生と同じように、金銭以外の目的を持って進学していることが確認でき

た。また、在籍する大学を選んだ理由について17項目それぞれに5段階回答を求めたところ、「第1希望の大学(官立大学)に落ちた」と回答する民間大学の学生の割合がもっとも高く65.3%もあることから、確かに、多くの民間大学生は不本意進学をしていることが分かる。また、「学歴証書試験を受ける」(60.6%)、「独学試験を受ける」(52.6%)、「実用な職業技術を身につける」



(54.6%)といった明確な目標を持って入学している学生も少なくない。「学校所在地の風土が気に入っているから」入学している民間大学の学生が23%もある。その他の理由について、民間大学の学生の自由記述をまとめてみると、「(大学の地理的な位置がよいなど)大学の宣伝がよかった」、「(大学入試の志願記入ミスなどで)仕方がなく入った」、「独学試験を受けるためだ」などが見られる。調査対象校の大学は北京のよりよい地理的な位置を宣伝することを通じて学生募集に工夫していたことが分かった。大学入試の志願ミスによって希望する大学に入れなかったことから、統一大学入試における志願システムに問題¹³⁾があることがうかがえる。

(4) 学生募集における問題と改革の課題

民間大学は発展の歴史が浅く、大学によって質が低いという問題がまだ存在しているので、官立大学と同じように取り扱ってほしいといっても簡単にはいかない。民間大学の学生募集は民間大学の果たす役割や民間高等教育の特徴から考えなければならない。

2007年4月現在、中国全土における民間普通高等教育機関の数は275校、そのうち本科大学は25校、専科大学は250校である。しかも、その250校の専科大学はほとんど高等職業教育を行っている。教育部高等教育司の巡視員によれば、2004年に施行されている中国高等教育の教学評価は本科教育、高等職業教育に対し、単独的に評価を行っている¹⁴⁾。しかし、本科大学と

高等職業教育を行う専科大学に対して異なる基準で評価しているのに、なぜ同じ大学統一試験を通じて学生募集を行うのであろうか。主に高等職業教育を行うことは民営高等教育の特徴であるから、その特徴にあわせて学生募集を行う必要があると考える。

また、現在の高校生に対する進路指導においても、問題があると考えられる。大学入試に関する情報や各大学の情報についての収集は主に高校側から行っているという¹⁵⁾。高校による進路指導は大学入試前にほとんどない。しかも、試験を受けた後、志願する直前に国の募集計画に収められている大学名・学部・募集人数くらいの情報に限って提供している。一部分の受験生は自らインターネットなどの手段で大学の情報を調べているが、家庭でのインターネットやインターネットカフェが普及していない農村部の受験生はほとんど大学に関する情報を入手することができない。よって、情報不足による志願ミスも生じている。さらに、国承認の学歴を授与できない民営高等教育機関に対して、ほとんどの高校はそれに関する進路指導（情報提供）を行っていない。そこで、希望する大学に不合格の場合、独学試験を補助する民営大学の非学歴授与校に入りたくても、情報不足により自分に合う大学に入ることができないのである。

2. 学費負担と助学制度

(1) 高い学費

2003年、中国農村部、都市部の1人当たりの年収はそれぞれ、2841元、5800元であるが、該当年度の官立・民営大学を含む大学の年間平均授業料は5560元であった¹⁶⁾。授業料はすでに国民の負担能力を超過していることが分かる。

本調査回答者の学部所属について民営と官立における割合を挙げるとそれぞれ、「教育」(4.9%/12.9%)、「人文学部」(52.8%/37.3%)、「理工学部」(40.7%/46.3%)、「農林学部」(0.7%/1.4%)、「医薬学部」(1.0%/2.2%)である。Han Xiaopingの研究によれば、(学費全面徴収制度¹⁷⁾実施以降)学費の年額は年々と増え、増加率が一番高いのは芸術類の大学ないし芸術類の専攻であり、2002年時点の授業料年額は1万2千500元であるという¹⁸⁾。2007年7月に教育部が出した「中央部（教育部・その他の中央部署）所属の大学の本科・専科における学費標準統計表」によると、人文学部は年額約4千元、農林・教育・医学・理工学部などは年額約5千元、芸術学部は一番高く年額約1万9千元である¹⁹⁾。学部による学費の格差のバランスを取るために、本調査は授業料の極端に高い芸術学部をはずし、授業料が普通レベルの学部を対象にした。

「本学部を選んだ理由の一つはほかの学部ほどお金がかからないから」と思う民営大学生が25.5%であるのに対し、官立大学生が14.1%である。さらに、学生の出身地による経済力の要因の干渉を排除するために、在学生在が学部選択に学費を考慮したかどうかを出身地別大学類型別に見た。農村出身の学生グループにおいて官立大学では16.2%が考慮したのに対し、民営大学では24.6%である。都市戸籍の学生グループにおいて官立大学では13.1%が考慮したのに対し、

民営大学では 28.0%である。農村出身であれ、都市出身であれ、民営大学生が官立大学生より「学部選択に学費を考慮した」のである。

実際の授業料の年額を尋ねると、表3のような結果となった。年額5千元以上を納入する学生の割合について、官立大学は約6割、民営大学はほぼ全員にあたる。しかも、年間1万元以上を納入する民営大学の学生は3割以上である。授業料は家計の負担になるのかについて、表4のクロス集計表に示した。「重大な負担+かなりの負担」の学生の

表3 大学類型別に見た学費年額

		学費年額			合計
		5000元未満	5000元～9999元	10000元以上	
民営	度数	8	211	104	323
	%	2.5%	65.3%	32.2%	100%
官立	度数	262	356	25	643
	%	40.7%	55.4%	3.9%	100%
合計	度数	270	567	129	966
	%	28.0%	58.7%	13.4%	100%

カイ2乗 = 245.326、 $p < 0.1\%$ 、 $df=2$

割合について、官立にしても、民営にしても約40%である。「あなたの学業を維持するために、ご両親が学資ローンを

しているか」と聞

くと、官立大学の

学生は18%、民営

大学の学生は24%

が肯定回答をして

いた。父の年収と

の関係を見るため

に、父の年収を

「5000元未満」、

「5000元～9999

元」、「10000元～19999元」、「20000元～29999元」、「30000元以上」の5段階に分けて大学類型と

「学資ローンをしているか」とのクロス集計を行った。父の年収が「5000元未満」のグループ

において、「学資ローンをしている」割合は官立が37.8%、民営が38.9%である。官立大学にし

ても民営大学にしても、父の年収が低いグループのほうはより学資ローンをしていることが分

かった。また、「その学資ローンが学費に占める割合」を大学類型別にみたところ（表5）、学費

の50%以上を占めている民営大学の学生の割合は官立大学の学生より15%も低いことが分かる。

教育経済学の研究者D. Bruce Johnstoneはかつて高等教育のコスト・シェアリングのホストを

政府・両親・学生個人・財団法人（寄付者）のように分類していた²⁰⁾。彼は両親からの出費に

ついて、親戚の援助に言及していた。本調査では、「あなたの学費を支払うために、親戚から援

表4 授業料は家計の負担になるのか

		授業料の家計にける負担			合計
		負担にならない	多少の負担	重大+かなりの負担	
民営	度数	19	128	100	247
	%	7.7%	51.8%	40.5%	100.0%
官立	度数	93	286	249	628
	%	14.8%	45.5%	39.6%	100.0%
合計	度数	112	414	349	875
	%	12.8%	47.3%	39.9%	100.0%

カイ2乗=8.523、 $p<5\%$ 、 $df=2$

助を受けているか」と聞いてみると、官立大学の学生38%、民営大学の学生の40%は肯定回答をしている。官立大学、

民営大学のいずれにしても、親戚援助を受けている学生の割合は、学資ローンをしている学生の割合の2倍程度である。また、「その親戚援助が学費に占める割合」を大学類型別に見ると、「50%以上」、「30%～50%」、「30%未

表5 大学類型別に見た学資ローンの学費に占める割合

		そのローンの学費に占める割合			合計
		30%未満	30%～50%	50%以上	
民営	度数	43	21	23	87
	%	49.4%	24.1%	26.4%	100.0%
官立	度数	54	30	59	143
	%	37.8%	21.0%	41.3%	100.0%
合計	度数	97	51	82	230
	%	42.2%	22.2%	35.7%	100.0%

カイ2乗=5.321、df=2、p<10%

満」を占める民営大学の学生の割合がそれぞれ、22.8%、21.0%、56.2%であるのに対し、官立大学の学生の割合がそれぞれ、11.0%、18.4%、70.6%である。それは、大学類型別に見た「その学資ローンの学費に占める割合」（表5）と比較すると、学資ローンが学費の「50%」以上を占める官立大学の学生の割合は41.3%であり、親戚援助が学費の「50%」以上を占める官立大学の学生の割合よりずっと高い。それに対し、上記のグループの民営大学の学生の割合はあまり変わらない。それは、民営大学の学費がとりわけ高いことと学資ローン制度が不備であることを示すであろう。

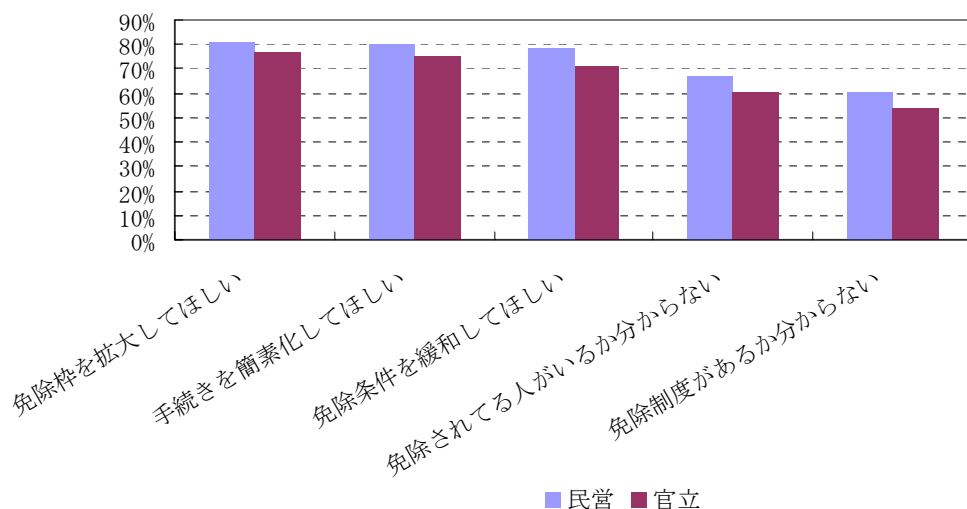
日本において小林は「無理する家計とアルバイトをする学生の存在によって、高等教育機会の格差が縮小してきたことがあげられる」と論じていた²¹⁾。しかし、アルバイトの収入は高い学費を補うことができるかが疑問である。それを実証するために、「アルバイトをしますか」と聞いたところ、官立大学の学生の26%、民営大学の学生の42%がしていることが分かった。ただ、アルバイトをしても賃金が低く、学生のアルバイトは高等教育の費用をまかなうことができない。それは中国の就労現状とかかわっている。中国では都市のレイオフ人員と農村部の1億5千万人の余剰労働力を入れて実質的な失業率が27%もある²²⁾ため、アルバイトをしても賃金が低い。中国では、学生のアルバイトは高等教育の機会均等性を縮小することができない。約4割の学生にとって授業料はかなりの負担となっていて、しかも、学資ローンも不備である状況において、大学側の経済的な援助がどうであるかは課題になる。

(2) 経済面からの学生援助制度

授業料免除の状況について「あなたはこの大学の授業料が適切と思いますか」と聞くと、「思う+やや思う」の回答は36.8%、否定回答は55%である。そのうち、民営大学の学生に限れば否定回答は授業料免除の状況について「あなたはこの大学の授業料が適切と思いますか」と聞くと、「思う+やや思う」の回答は36.8%、否定回答は55%である。そのうち、民営大学の学生に

限れば否定回答は 63%である。民営大学の学生はより授業料を高額に感じている。「あなたの授業料は免除されていますか」と聞いたところ、免除率は合計で 4.1%しかない。そのうちに、民営大学の学生の免除率は 10%であるのに対し、官立大学の学生の免除率は 2%である。免除額を聞いたところ、官立大学の全額免除や半額免除に対し、民営大学ではほとんどの免除対象者に対し授業料の 5%しか免除していない。さらに、「あなたはこの大学の授業料免除制度についてどう思いますか」という質問項目について、4 段階回答をもとめ、「思う+やや思う」の肯

図2 在学する大学の授業料免除制度についてどう思うか



定回答の高い順で図 2 に示すと、約 80%の学生は免除枠を拡大してもらいたい、免除条件を緩和してほしいのである。また、いずれにしても官立大学より民営大学のほうは回答率が高く、授業料免除制度について強く改善してほしいのである。注目すべきところは、「免除制度があるかどうか分からない」という回答が民営大学は 60%、官立大学は 53%あることである。また、回答の自由記述から見ても授業料免除制度においては、「不透明である」、「免除額が極めて低い」、「免除枠が狭い」、「免除対象に対する評価基準が曖昧である」などの問題が指摘されている。いずれの質問項目においても、民営大学の肯定回答の割合が高いことが、民営大学における授業料免除制度の問題がより厳しいことを示す。授業料免除制度において、問題点と要望を分析したが、同じ高等教育の機会均等化政策と見なす奨学金制度はどうであろうか、次に分析することしよう。

奨学金をもらっているかどうかを聞くと、29.5%の学生は受給していると回答していた（民営大学生では15.6%、官立大学生では34.6%）。大学類型別に受給している奨学金の年額を表6のクロスに示した。民営大学において受給している学生の約60%が上2段階に入っているのに対し、

官立大学において、上2段階に占める割合は15.6%である。大学類型によって奨学金の種類が違

うこと
が伺え
る。奨
学金の
年額と
種類に
ついて
の記述
をまと
めると、
官立に

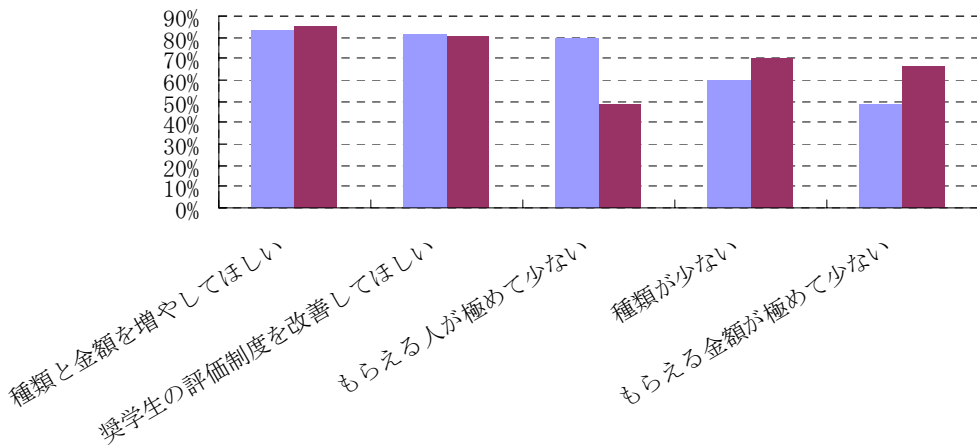
表6 大学類型別に見た奨学金の年額

	奨学金の年額					合計
	100元未満	100元～499元	500元～999元	1000元～4999元	5000元以上	
民営	11 17.5%	7 11.1%	7 11.1%	26 41.3%	12 19.0%	63 100%
官立	17 6.8%	109 43.6%	85 34.0%	36 14.4%	3 1.2%	250 100%
合計	28 8.9%	116 37.1%	92 29.4%	62 19.8%	15 4.8%	313 100%

カイ2乗=81.480、p<0.1%、df=4

において、特殊奨学金、学習奨励費などが書かれた。それに、国の奨学金と学校の奨学金があることが分かった。民営大学において、優秀学生幹部賞と書く人が1人いるが、ほかの情報得られていない。在学する大学の奨学金制度についてどう思うかについて5つの項目を分けて5段階

図3 奨学金制度についてどう思うか



■ 民営 ■ 官立

回答を求めた。(民営大学の)肯定回答の高い順に図3に示した。民営大学、官立大学、いずれにしても80%以上の学生は「種類と金額を増やしてほしい」、「奨学生の評価制度を改善してほしい」と回答していた。「もらえる人が極めて少ない」と回答する民営大学生の割合は79.3%もあり、官立大学生よりずっと高い。自由記述には、「奨学生の採択基準が成績や学生寮の衛生状況ばかりを見ないでほしい」、「採択に不平等なところがある」、「コネがいる」、「採択基準など

が公開されていない」などが書かれた。

3. 教育の質

現在のカリキュラムに満足しているかとたずねると、満足していないと回答する民営大学の学生は30%、官立大学の学生は47%である。なお、自由記述をまとめると、民営大学の学生は、「独学試験のカリキュラムを就職しやすいように変えるべきだ」、「独学試験の試験内容を本当の(就職)能力と実力を考察できるように設定してほしい。カリキュラムは就職に有利なものにしてほしい」、「独学試験は暗記式な受験教育でよくない、実用性の高いカリキュラムに変えてほしい」、「大学の科目が少ない、毎日暇で時間の無駄遣いだ」、「独学試験の実施回数を年2回以上に増加してほしい」などのように書いていた。官立大学の学生は、「科目が単純で、少なすぎる。実践的なカリキュラムがない」、「単位選択は制限されて、選択性が低い。学生は自由に科目を選択できるようにしてほしい」、「受験教育で専攻知識だけを重視している。知識単純化で潜在力開発によくないし就職に不利だ」、「受験教育をやめて、実用性の高いカリキュラムを設定してほしい。素質・技能・専攻知識を重視すると同時に社会の需要にあわせるカリキュラムを開発すべきだ」、「大学の講義の形は単純すぎる。学生の積極性と能力を開発できない。学生の考える力を育てないし、実用性がない」などのように書いている。

在籍する大学の教育に対する評価を聞くと、教育のレベルが低いと思う民営大学の学生は31%、官立大学の学生は44%であった。自由記述をまとめると、民営大学の学生は、「大学の先生と会えるチャンスが少ない。科目が少ないので、授業以外の時間は先生がほとんどいない」、「先生は専任の人が少ない。私たちの授業に関心が高くない」、「大学は学生に対する管理にあまり無関心で、実習時間が長すぎて、大学で何も身につけることができない」などのように書いている。官立大学の学生は、「大学の施設などの基本建設をすると同時に教員の素養を高めてほしい」、「詰め込み教育の教授法を変えるように教員のレベルを高めるべきだ」などのように書いている。

上記から、民営大学でも官立大学でも、カリキュラムの設置の不合理や教員の素養に対する不満が存在していることが分かった。カリキュラムを改善し、教員の素養を高めることが急務であることを示している。

4. 卒業後の進路・就職

大学類型別に見た卒業後の進路を表7に示した。進学・学問の継続を選択した官立大学の学生は32.6%であり、民営大学の学生の18.9%よりずっと高い。それはカリキュラムとかかわっていると考える。民営大学のカリキュラムは科目が少ないし、進学・学問の継続にふさわしく

ないことがうかがえる。

家業を継ぐと回答する官立大学の学生では0.6%であるのに対し、民営大学の学生では5.6%で

表7 大学類型別にみた卒業後の進路

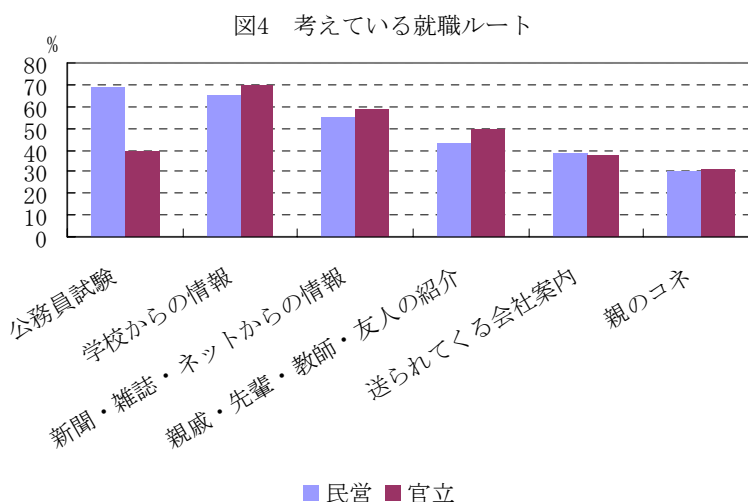
	卒業後の進路						合計
	就職	進学・学問 の継続	留学し て進学	家業を 継ぐ	その 他	まだ決め ていない	
民営 度数	78	37	13	11	17	40	196
%	39.8%	18.9%	6.6%	5.6%	8.7%	20.4%	100.0%
官立 度数	231	170	22	3	8	87	521
%	44.3%	32.6%	4.2%	.6%	1.5%	16.7%	100.0%
合計 度数	309	207	35	14	25	127	717
%	43.1%	28.9%	4.9%	2.0%	3.5%	17.7%	100.0%

カイ乗=52.125, df=5, p<0.1%

ある。それは、民営大学の在学者の親が自営業・私営企業主の割合が高いことにかかわっている。本調査は学生の父親・母親の職業をそれぞれ8種類にまとめ、質問項目を設けた。父親の職業において、民営大学と官立大学ではそれぞれ、農業(21.1%/37.4%)、肉体労働者(21.6%/19.9%)、専業・技術職(10.8%/10.9%)、企業管理職(9.5%/4.6%)、党政幹部(8.6%/11.7%)、自営業・私営企業(22.4%/8.2%)、失業者(2.2%/2.4%)、無職(退職を含む)(3.9%/4.9%)である。母親の職業において、民営大学と官立大学ではそれぞれ、農業(26.2%/42.9%)、肉体労働者(14.2%/16.5%)、専業・技術職(6.0%/10.4%)、企業管理職(7.7%/3.0%)、党政幹部(6.0%/5.2%)、自営業・私営企業主(21.9%/5.5%)、失業者(5.2%/4.1%)、無職(退職を含む)(12.9%/12.4%)である。

また、どういうルートで就職したいかを(民営大学の)回答の高い順に図4に示した。公務員試験を選んだ

官立大学の学生が39.8%であるのに対し、民営大学の学生は68.9%である。それは、官立大学生が比較的就職しやすいのに対し、民営大学の学生が就職しにくいことに

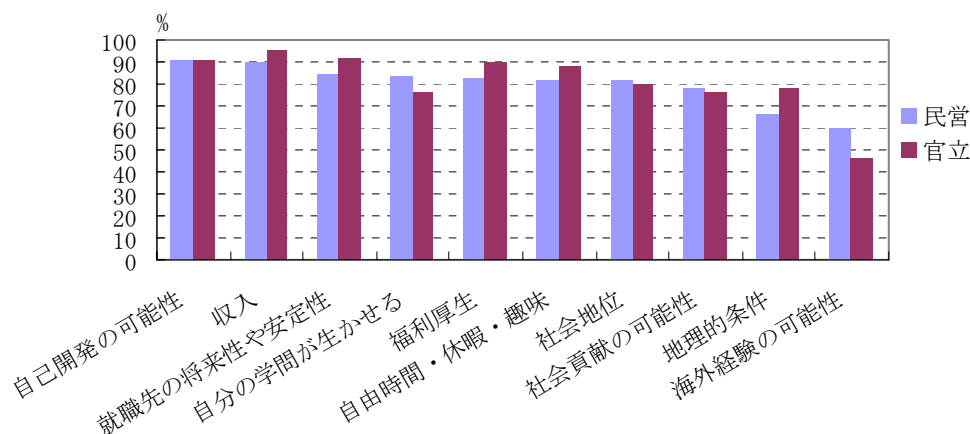


あると考えられる。長期にわたって形成した買い手市場において、民営大学生に対する学歴差別が問題となり、多くの地域では公務員募集において独学試験生²³⁾を排除しているという²⁴⁾。この点について民営大学の学生に「ご自分が官立大卒生より就職に不利だと思うか」の質問項目を設けて4段階回答をもらった。「強く思う」人が15.3%、「思う」人が34.9%、「あまり思わない」人が30.2%、「思わない」人が19.6%である。一方、官立大学の学生に「ご自分が民営大学から卒業する学生より就職に有利だと思うか」を聞くと、「強く思う」人が5.7%、「思う」人が36%、「あまり思わない」人が48.6%、「思わない」人が9.8%である。民営大学生の半分以上は自分がより就職に不利であり、官立大学生の4割以上は自分がより就職に有利だと思いが分かった。自由記述からも見える。「民営大学の名誉と地位がよくない、就職を心配している」、「就職のとき官立大学と平等に取り扱ってほしい」などのように書かれている。上記の学生の就職意識は単に学生自分がそう思うのではなく、彼らが社会（企業・機関・団体など）の民営大学生と官立大学生に対する取り扱い方や見方によってそう思ってきたのであろう。

さらに、卒業後の進路を考えるようになったのはいつごろかについて、民営大学の学生と官立大学の学生はそれぞれ、「小学校の頃」（10.7%/2.9%）、中学校・高校ごろ（52.4%/22.5%）、大学1・2年生の頃（29.6%/54.7%）、大学3年以降（7.3%/19.9%）となっている。官立大学の学生は半分以上が大学1・2年生の頃に集中しているのに対し、民営大学の学生の60%以上は高校までである。

卒業後の進路選択で重視することを（民営大学の）回答の高い順に図5にまとめた。「地理的条件」と回答する民営大学学生が66.5%であるのに対し、官立大学の学生が78.6%である。「海外経験の可能性」と回答する民営大学の学生が59.8%であるのに対し、官立大学の学生では46.4%である。「福利厚生」、「自由時間・休暇・趣味」と答える官立大学の学生の割合が民営大

図5 卒業後の進路選択で重視すること



学より7%高い。逆に、「自分の学問が生かせる」と答える民営大学の学生の割合が官立大学より7%高い。それは、就職においていろいろな要素を考慮して選ぶことのできる官立大学生より民営大学生のほうは選択肢が少ないことを示すであろう。

5. 社会的な位置づけ

国や社会の民営大学生に対する取り扱い方を分析するために、大学生の意識や体験などの視点から質問した。民営大学生に対し、「自分が官立大学の学生より劣っていると思うか」と聞くと、「思う」人が13.1%、「やや思う」人が36.7%、「あまり思わない」人が21.1%、「思わない」人が29.1%である。一方、官立大学の学生に対し、「自分が民営大学の学生より優れると思うか」と聞いたところ、「思う」人が21.7%、「やや思う」人が29.7%、「あまり思わない」人が39.7%、「思わない」人が8.9%である。官立大学生の約半分は民営大学の学生に対し優越感を持っていることが分かった。優越感というより、むしろ差別感を持っているともいえよう。そのような差別は、単に官立大学の在学生ばかりではなく、社会全体の意識の反映であろう。

それを検証するために、民営大学の学生に「あなたは乗車券や公園の入場券を買うとき、学割の使用が拒否されたことがありますか」と聞いたところ、「ある」と回答する人が57.9%、「ない」と回答する人が42.1%である。半分以上の人が拒否されたことが分かる。「民営大学の学生が乗車券や公園の入場券を買うとき学割の使用が拒否されることについて不公平と思いますか」と聞いたところ、89.5%の民営大学生が肯定回答をしていた。しかも、2005年秋に調査を行った際に、調査対象となる民営大学の学生の91.4%が1年生であり、入学して2ヶ月くらいの新入生の半分以上がすでに学割の使用を拒否されている。

調査を行った際、中国では「民営教育促進法」を実施してすでに2年を経ていた。2003年9月1日に施行した「民営教育促進法」の第4章の第27条において「民営学校の教員、受教育者は官立学校の教員、受教育者と同等な法律地位を有する」、同章第33条において「民営学校の受教育者は進学・就職・社会優待および表彰選考などの面において同級・同類の官立学校の受教育者と同等な権利を有する」と規定している。しかし、上記の学割の使用が拒否されたことから見ると、実際に、社会各部署はこの法律に従っていないことが分かる。それは、「民営教育促進法」において民営学校の法的地位を規定しているが、一般社会の公的機関に対し民営学校教員・学生についての法的義務を定めていないことに原因があると考えられる。2007年1月に教育部が「民営高等教育機関の学校運営・管理に関する若干規定」を公布（同年2月施行）し民営学校の学生募集、財産帰属権、教員の整備などについて定めたが、民営教育機関における受教育者の権利などに関する法律の定めは出されていない。中国では、民営大学に対する認識にまだ偏見があり、民営大学の役割がまだ十分に認識されていないともいえよう。

おわりに

河北省と北京市にある官立大学・民営大学の学生に対するアンケート調査を分析し、中国における高等教育の機会均等の問題と民営大学の直面する課題を検討した。明らかになったことやこれからの分析課題は下記のとおりである。

65.3%の民営大学生は第1希望の大学に落ちたため在学の民営大学に入った。55%の民営大学生は実用な職業技術を身につけるために在籍する大学に入学したのである。学生の進学動機や学生の募集方法から見ると、主に高等職業教育を担っている民営大学の学生募集は、官立大学の不合格者から選ぶことは不合理であろう。中国の教育は受験教育中心で生徒の全面的な教養を育てることができず、受験教育をやめてほしいと自由記述で書く人が多かった。民営大学は、入学者の需要や各自の大学のカリキュラムの特徴に合わせて独自の入学試験を行う課題に迫られている。

民営大学にしても官立大学にしても同じ大学でも授業料年額の分布がさまざまであり、学部によってかなり異なることや、授業料は家計に「重大な負担+かなりの負担」となる学生が約40%いること、および学部選択に学費を考慮した学生の割合が高いこと（民営大学では25.5%、官立大学では14.1%）は、高い授業料負担が入学者の機会均等性を損なっていることを示す。それに対し、親戚援助を受けている学生の割合（民営大学では40%、官立大学では38%）が学資ローンをしている割合（民営大学では24%、官立大学では18%）より高いことは、学資ローン制度が不備であることを示唆する。授業料免除制度や奨学金制度などの経済的な助学制度について、採択基準に不透明性や不合理性があり、また免除率や獲得率が極めて低いことが問題である。とりわけ、民営大学生の授業料免除金額はほとんど授業料の5%しかなく、奨学金の種類も単純すぎることに課題がある。

在学する大学のカリキュラムに対し満足していない民営大学の学生が30.0%、官立大学の学生が47%であり、現在のカリキュラムや講義は実践的なものが少なくカリキュラムの実用性や教育の質を高めてほしいという学生の意見・要望は、大学の質に大きな問題があることを示す。官立大学生の4割以上は自分が民営大学生より就職に有利だと答え、民営大学生の半分以上は自分が官立大学生より就職に不利だと考えることや、半分以上の民営大学生が公園の入場券・乗車券などを買うときに学割の使用を拒否されたことは、民営大学生は社会に平等に取り扱われていないことを示唆する。

学生募集の問題を根本的に解決するには、受験教育を初等教育の段階から徹底的に素質教育²⁹⁾に変えなければならない。国の政策としては教育部が出した「21世紀を目指す教育振興行動計画」（以下「計画」と略称）を1999年1月に国務院が可決した。「計画」は素質教育の方針や改革の方向性を定めている。同年6月に中共中央・国務院は「教育改革を深め全面的に素質教育を推進する決定」を公布し、そこにおいてさらに詳しく規定した。2006年9月に施行された

新しい「中華人民共和国義務教育法」の第3条において、「素質教育を実施し、教育の質を高める」と定めている。2007年に教育部は、学力テストおよび総合素質評価と並行するように中等教育の試験改革を試行し、大学入試内容の改革を推進するというように方向を決めた。高等職業教育の独自の学生募集を行うような試験拠点を作ること計画している。また、「試験法」や「学校法」の起草行程を速めるように「教育監督条例」を制定すると発言した²⁶⁾。しかし、初等・中等教育が遅れている農村部の教育資源の不備の問題が解決しない限り、素質教育が全面的に実行されることは不可能であろう。新しい「中華人民共和国義務教育法」の第2条において、「義務教育を実施し、学費・雑費を徴収しない。義務教育制度の実施を保証するように、国が義務教育経費の保障メカニズムを作る」と定めている。ほとんどのところでは学費・雑費をいろいろな名義で依然徴収していて、完全無償化がすべてのところで施行されるには時間がかかる。

奨学金・学資ローン制度などの助学制度は、民営大学も取り組まなければならない。今までの中央政府の政策としては民営大学を取り込んでいない。例えば、財政部・教育部が公布した「財政部・教育部が公布する“普通本科高等教育機関・高等職業機関の国家奨学金管理の暫定方法”に関する通知」（財教「2007」90号）の付則「普通本科高等教育機関・高等職業機関の国家勵志奨学金管理の暫定方法」の第15条において「民営高等教育機関（独立学院を含む）の国家奨学金管理方法は各省（自治区、直轄市）が制定することになる」と定めている。しかし、実際に各省・自治区・直轄市が制定する奨学金制度もほとんど民営大学生に向けていない。2004年まで、学資ローン制度に民営大学生を取り込む省は広東、四川、遼寧省などに限られていた²⁷⁾。2006年9月山東省で民営・成人大学が学資ローンを申請することができるようになり、大ニュースになった²⁸⁾。

社会全体が民営大学生を平等に取り扱うように「民営教育促進法」を改善し、社会各部署の民営大学に対する法的義務を書き加える必要があると考える。一方、民営大学が社会の需要にあわせて特徴のあるカリキュラムを開発し、良質で応用性の高い人材を社会に送ることを通じて信頼性を得ることが最大の課題であろう。

さらに、助学制度や学生就職支援制度に提言できるように、地元政府の教育財政政策・助学制度を考察する研究課題や、民営大学生の各地での就職状況および各地の民営大学における学生の就職支援制度を調査する研究課題が必要であろう。

< 注 >

- 1) 袁連昇「高等教育の大衆化と機会均等性」『IDE 現代の高等教育：変貌する中国の高等教育』No.41、2002年8月、pp.22-25。
- 2) Zang Huijie, “Strengthening the Financial Aid System to Help Poor Students at Higher Education Institutions”, *Chinese Education and Society*, Vol.34, No.4, July/August 2001, pp.54-62.
- 3) 例えば、李文利・Bruce Reynolds「個人（家庭）信貸約束与高等教育入学機会」『北京大学教育經濟研究

- (電子ジャーナル)』第3巻第1期(トータル第6期)、2005年3月。
- 4) Ding Xiao-hao, "A study on Expansion and Equality in Chinese Higher Education", *Worldwide Perspectives of Financial Assistance Policies: Searching Relevance to Future Policy Reform for Japanese Higher Education*(Forum), Center for Research and Development of Higher Education, The University of Tokyo, December 6, 2006.
 - 5) 馬越徹「アジアの経験—高等教育拡大と私立セクター」日本高等教育学会編『高等教育研究 第2集』玉川大学出版部、1999年、pp. 105-125。
 - 6) 張博樹・王桂藍『重建中国私立大学：理念、現実と前景』教育科学出版社、2003年。
 - 7) Jing Lin, "*Students and Teachers at Private Universities in China*", Philip G. Albach & Daniel C. Levy(Eds.), *Private Higher Education: A Global Revolution*, 2005, pp.105-107. Jing Lin, "*Private Higher Education in China: A Contested Terrain*", Philip G. Albach & Daniel C. Levy(Eds.), *Private Higher Education: A Global Revolution*, 2005, pp.109-111.
 - 8) M.E. Sharpe Inc., "Problems faced by minban universities and colleges", *Chinese Education and Society*, Vol.33, Issue 1, Jan/Feb 2000.
 - 9) 鮑威『中国の民営高等教育機関：社会ニーズと之対応』東信堂、2006。
 - 10) 学歴証書試験は学歴証書を発行することができない民営大学の学生に向けて行われた学歴認定試験である。国、省級教育部署、拠点機関が行う試験に合格することによって、国が認める大学専科の学歴を授与された。学歴証書試験は1993年に北京で試行され、2004年では18省に及んでいたが、2005年に停止された。独学試験は、社会人や民営大学の学生が国の独学試験を受けることによって国承認の学歴証書を獲得するものであり、独学試験制度は1981年に設けられ、現在も活用されている。
 - 11) 例えば、M.E. Sharpe Inc., "Problems faced by minban universities and colleges", *Chinese Education and Society*, Vol.33, Issue 1, 2000、張博樹・王桂藍『重建中国私立大学：理念、現実と前景』教育科学出版社、2003年。
 - 12) 郝克明『当代中国教育結構体系研究』広東教育出版社、2001年、p. 8。
 - 13) 大学受験の後、獲得した点数が分かる前に志願するというプロセスである。近年、自主募集権のある官立大学のうち、中間レベルのいくつかの大学は点数が分かった後の志願方法を試みていた。しかし、今まで点数のごく高い受験生が点数を低めに予測してこの大学に志願していたが、点数が分かった後で志願する方法が変わった後、得点の高い受験生が志願しなくなったことにより、実験は失敗に終わったという(2007年5月、元北京航空航天大学の教授、高等教育研究者に対するインタビューより)。
 - 14) 劉鳳泰「中国的高等教育与高等教育教学評価」独立行政法人大学評価・学位授与機構『高等教育における中国の躍進』(公開講演会報告書)、2006年12月。
 - 15) これについて、2005年10月に河北省と北京市の2つの高校にヒアリング調査を行っている。
 - 16) 国家統計局編『中国統計年鑑2004』中国統計出版社、2004年より算出。
 - 17) 1989年に学費徴収がごく一部の大学で試行され、1990年代の前半に一部の私費(学費自己負担)生制度が導入された。学費の一本化改革が行われ、1997年よりすべての学生から学費を徴収するようになった。
 - 18) Han Xiaoping, "Soaring Fees at Institutions of Higher Learning" *Chinese Education and Society*, Vo.35,no1,January/February 2002, pp.21-27.
 - 19) 中国教育ニュース：<http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20070706-96852.htm> (2007/07/09)
 - 20) D Bruce Johnstone, "The economics and politics of cost sharing in higher education: comparative perspectives", *Economics of Education Review* 23, 2004, pp.403-410.
 - 21) 小林雅之「日本の高等教育システムと機会の均等性」広島大学高等教育研究センター・日本高等教育学会編『高等教育研究叢書：第2回日中高等教育フォーラム・第33回研究員集会の記録』2006年8月、No.88, pp.143-154。
 - 22) 中国経済レポート(沈才彬「中国の高成長に立ちはだかる6つの壁」『エコノミスト』誌2002年12月8日号)：<http://www.geocities.jp/mstcj182/ITEM-3A6.html> (2007/12/26)
 - 23) 独学試験を通じて学歴を獲得する卒業生のことであり、独学試験を受ける前に独学試験を補助する民営大学で勉強する者も多い。
 - 24) 中国教育ニュースネット、就職チャンネル http://www.jyb.cn/jy/sy/tpbd/t20070913_112126.htm(2007/11/06)
 - 25) 1999年6月13日、「教育改革を深め全面的に素質教育を推進する決定」(中共中央國務院)が出され、そこにおいて「素質教育を行うことは、全面的に党の教育方針を徹底的に実行し、国民素質を高めることを趣旨とし、生徒・学生の創造力や実践能力を重点とし、「理想を持つ、道徳を有する、文化が分かる、規律を守る」人、徳・智・体育・情操教育など全面的に発達する社会主義事業の建設者や後継者を育成することである」と規定している。教育研究界では素質教育という言葉は1990年代から頻繁に使

中国高等教育の機会均等性に寄与する民営大学の発展課題（楊）

われ、主に「受験教育」と比較して使われている。日本の「教養教育」の意味と理解してもよいと考える。

26) China Education and Research Network

http://www.edu.cn/zong_he_new_465/20070104/t20070104_212646.shtml (2007/01/04)

27) 中国教育先駆ネット <http://www.ep-china.net/article/private/2007/06/20070621081306.htm> (2007/08/31)

28) 中国教育ニュースネット http://www.jyb.com.cn/cm/jycm/beijing/zgjyb/2b/t20060921_38597.htm
(2006/09/21)

主指導教員（雲尾周 准教授）、副指導教員（藤村正司教授・藤井隆至教授）